

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当会は、酒田市東部の平地地域（当会事務所が立地）、松山地域、八幡地域の3地域をエリアとし、北は飽海郡遊佐町及び秋田県由利本荘市、東は最上郡真室川町、鮭川村及び戸沢村、南は最上川を隔てて東田川郡庄内町に隣接し、酒田市の面積 602.98 km²の約7割にあたる 427.13 km²を占めている。

平野部を除く山間地は、出羽丘陵西端部に位置し一般に急峻で、海拔 20mから 1,500mの高さにあり、北東部には鳥海山麓、出羽丘陵の山々が連立している。これらの山間部を源とする各河川が東西に貫流し、荒瀬川、日向川、相沢川の各河川に合流している。

当会エリアにおける災害等リスクについては、風水害、土砂災害、雪害、地震、感染症が想定される。

1) 風水害

①風害

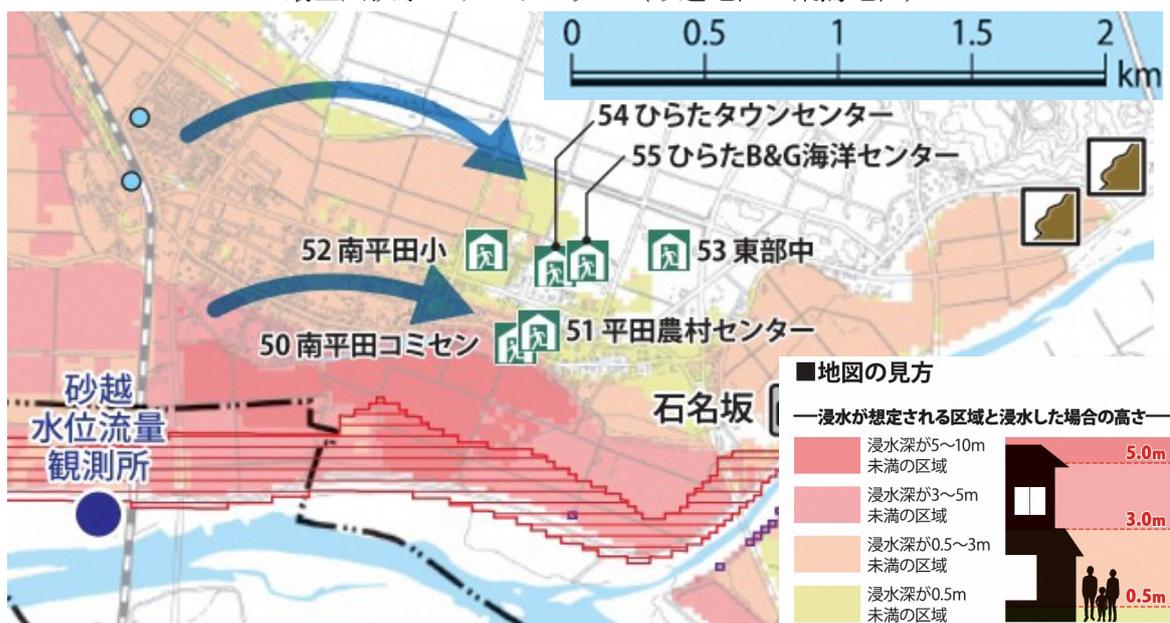
風害は、主として冬の季節風、寒冷前線通過時の突風、台風があげられる。当市の強風は全国でも五指に入るほどで、酒田特別地域気象観測所の日最大風速 10m/s 以上の年間日数の平年値は年平均 88.9 日間もある。特に平野部では、冬季間に発生する北西の季節風が強く、時には暴風雪となる場合もある。

②水害（ハザードマップ）

＜平地地域＞

当市のハザードマップによると、当会事務所が立地するひらたタウンセンター付近の浸水想定はないが、最上川の氾濫により砂越地区及び飛鳥地区の市街地で最大 10m未滿の浸水が予想されている。

最上川洪水ハザードマップ（砂越地区・飛鳥地区）



(以下の図面で同じ)

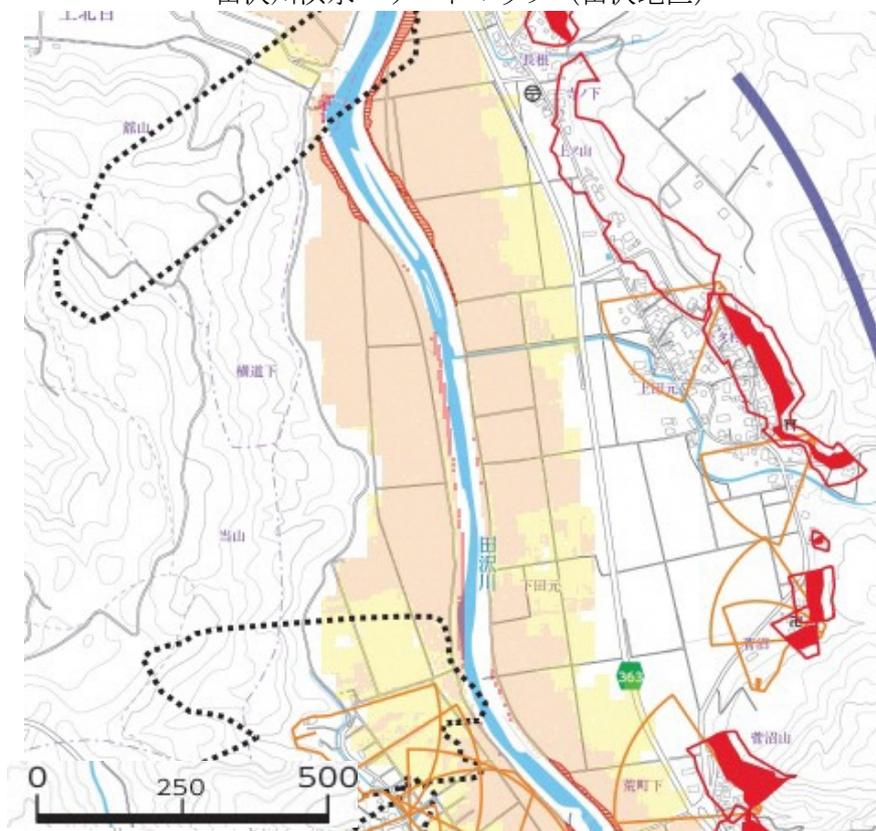
更には、相沢川の氾濫により、飛鳥地区で最大5 m未満の浸水が予想され、櫛橋、山谷、北俣の各地区でも最大5 m未満の浸水が予想されている。

相沢川洪水ハザードマップ（砂越地区・飛鳥地区）



加えて、田沢川の氾濫により、田沢地区で最大3 m未満の浸水が予想されている。

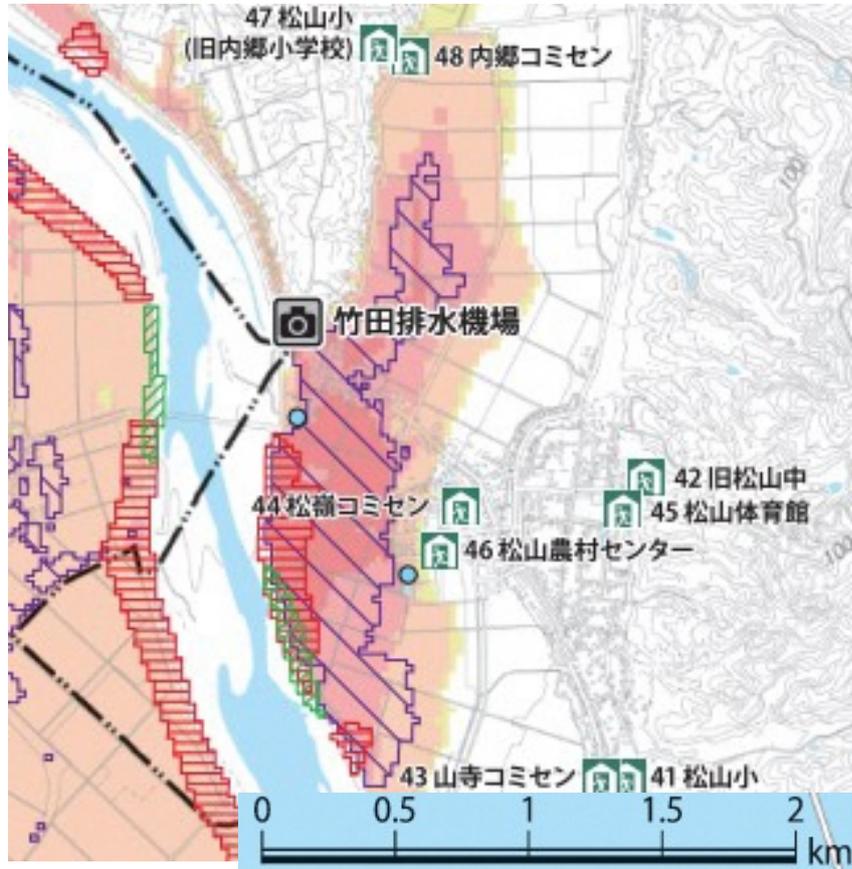
田沢川洪水ハザードマップ（田沢地区）



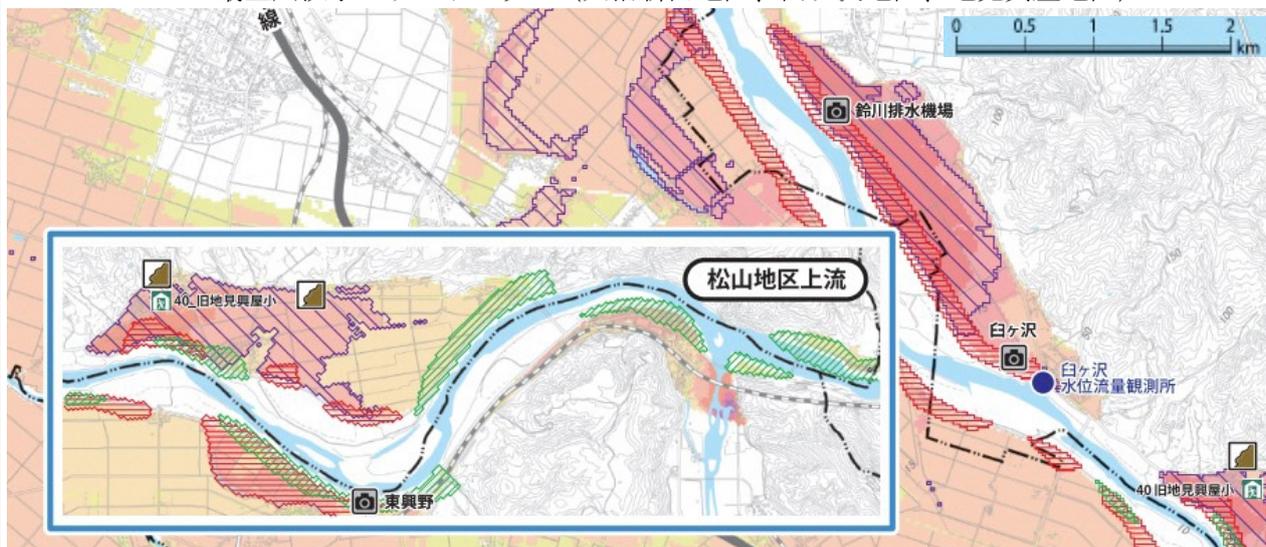
<松山地域>

最上川の氾濫により、竹田地区、山田地区、大沼新田地区、白ヶ沢地区及び地見興屋地区で最大 10m未満の浸水が予想されている。

最上川洪水ハザードマップ (竹田地区、山田地区)



最上川洪水ハザードマップ (大沼新田地区、白ヶ沢地区、地見興屋地区)



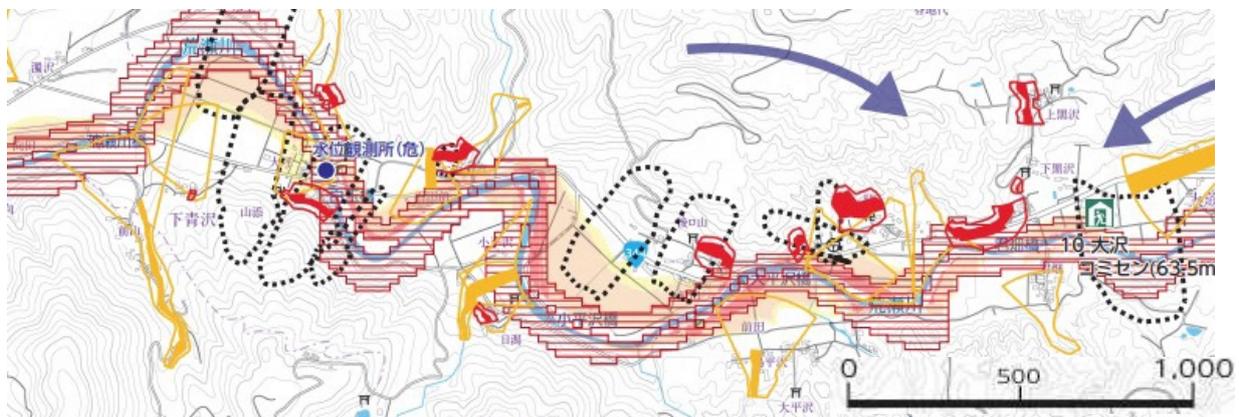
<八幡地域>

荒瀬川の氾濫により、小泉地区、観音寺地区で最大3m、麓地区で最大5m未満の浸水が予想され、荒瀬川上流の大沢地区では最大10m未満の浸水が予想されている。

荒瀬川[下流] ハザードマップ (小泉地区、観音寺地区、麓地区)



荒瀬川[上流] ハザードマップ (大沢地区)



更には、日向川の氾濫により、福山地区、下黒川地区、黒川地区、草津地区で最大3m未満の浸水が予想されている。

日向川[上流] ハザードマップ (福山地区、下黒川地区、上黒川地区)



令和6年7月25日未明からの大雨では荒瀬川が氾濫し、観音寺地区、大沢地区の住宅、店舗、工場などが最大2mの浸水被害を受けたほか、大沢地区の住民1名が避難中に濁流に飲まれ死亡するなど甚大な被害が発生した。

更には、土砂崩れや崩落による幹線道路の通行止め、流通網の寸断、断水、停電などが地域の中小企業・小規模事業者の経営に大きなダメージを与えた。

2) 土砂災害（ハザードマップ）

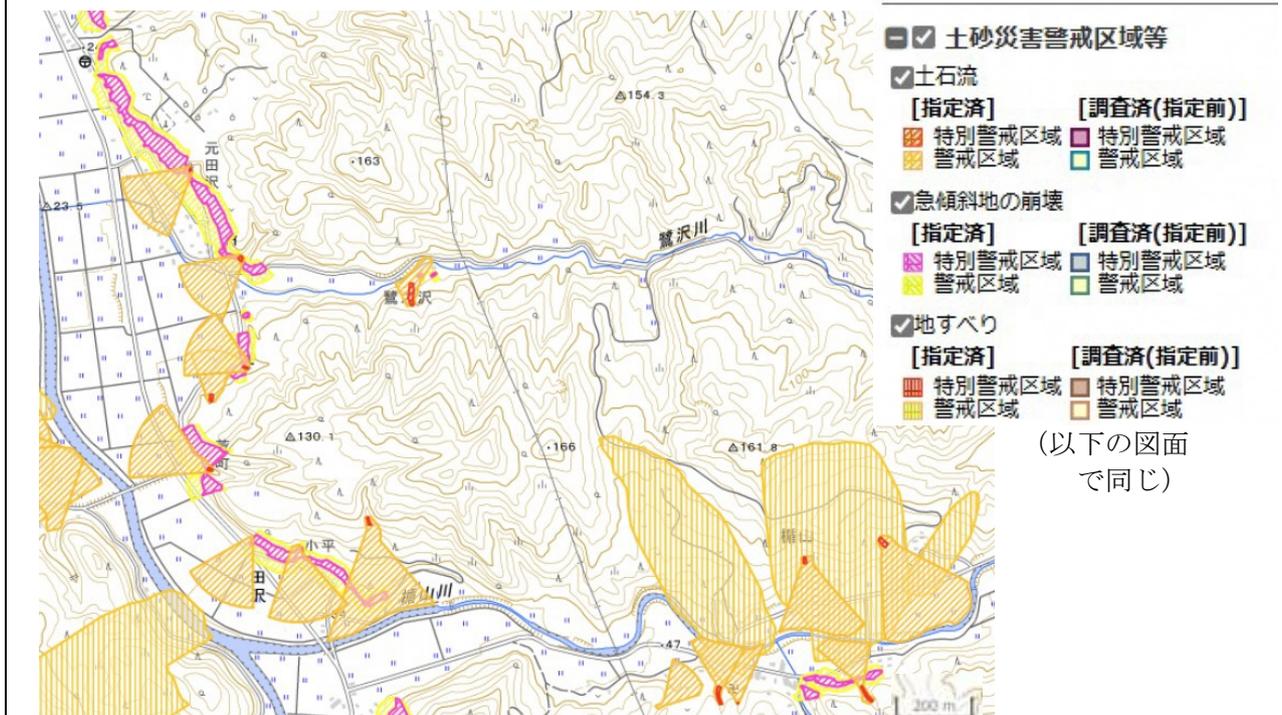
<平田地域>

山形県土砂災害警戒システムによると、当会事務所立地場所は警戒区域の指定はないが、山楯、檜橋、山谷、北俣、中野俣、田沢、楯山の各地区が土砂災害警戒（特別）区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）に指定されている。

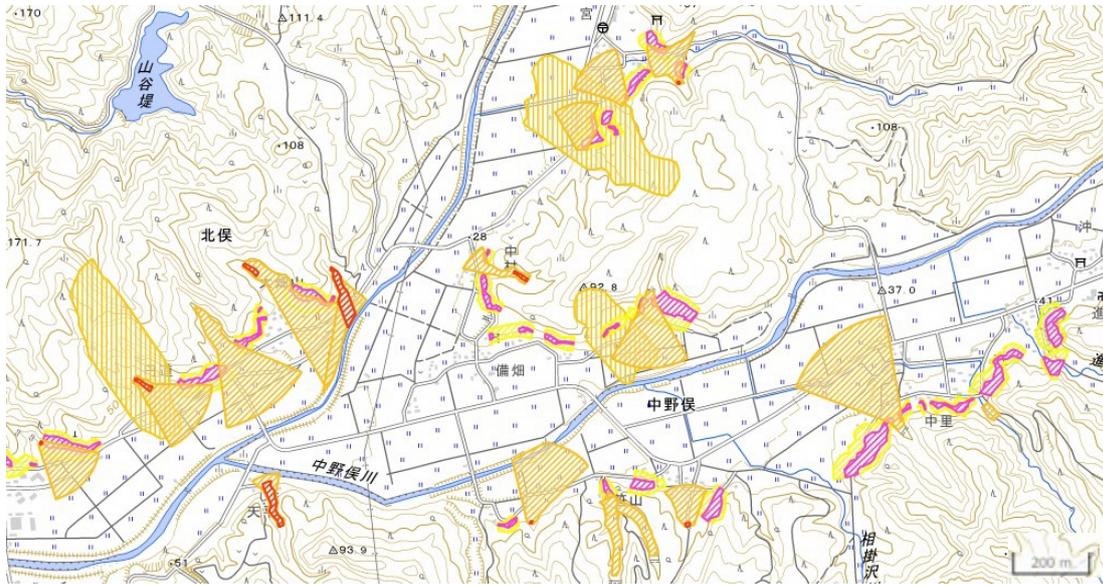
土砂災害ハザードマップ（山楯地区、檜橋地区、山谷地区）



土砂災害ハザードマップ（田沢地区、楯山地区）



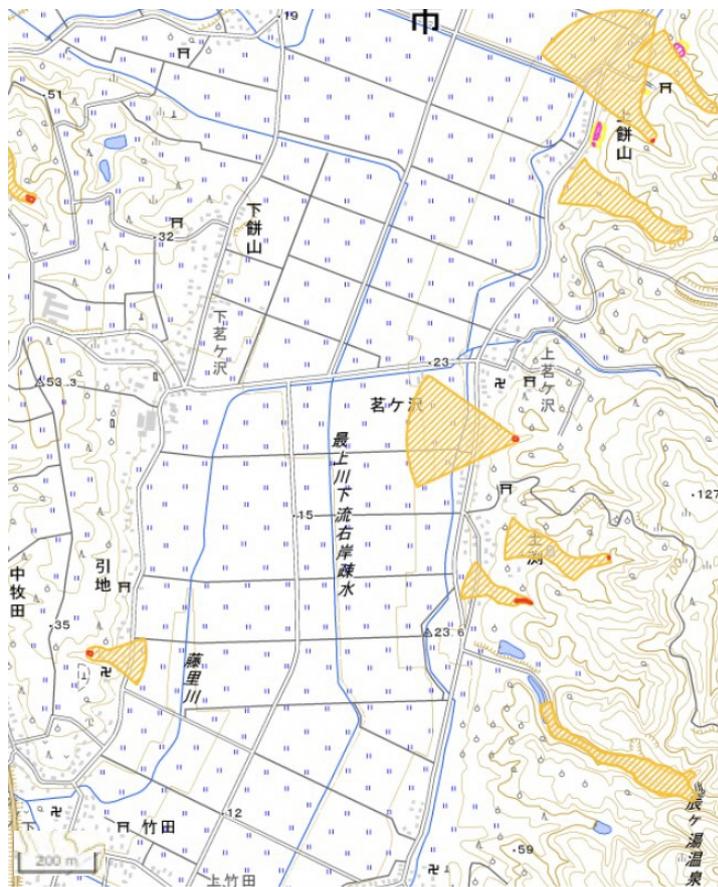
土砂災害ハザードマップ（北俣地区、中野俣地区）



<松山地域>

引地、上餅山、茗ヶ沢、土淵、辰ヶ湯温泉、北町、内町、仲町、元新屋敷、大沼新田、臼ヶ沢、地見興野、成興野の各地区が土砂災害警戒（特別）区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）に指定されている。

土砂災害ハザードマップ（引地、上餅山、茗ヶ沢、土淵、辰ヶ湯温泉地区）



土砂災害ハザードマップ（北町、仲町、元新屋敷地区）



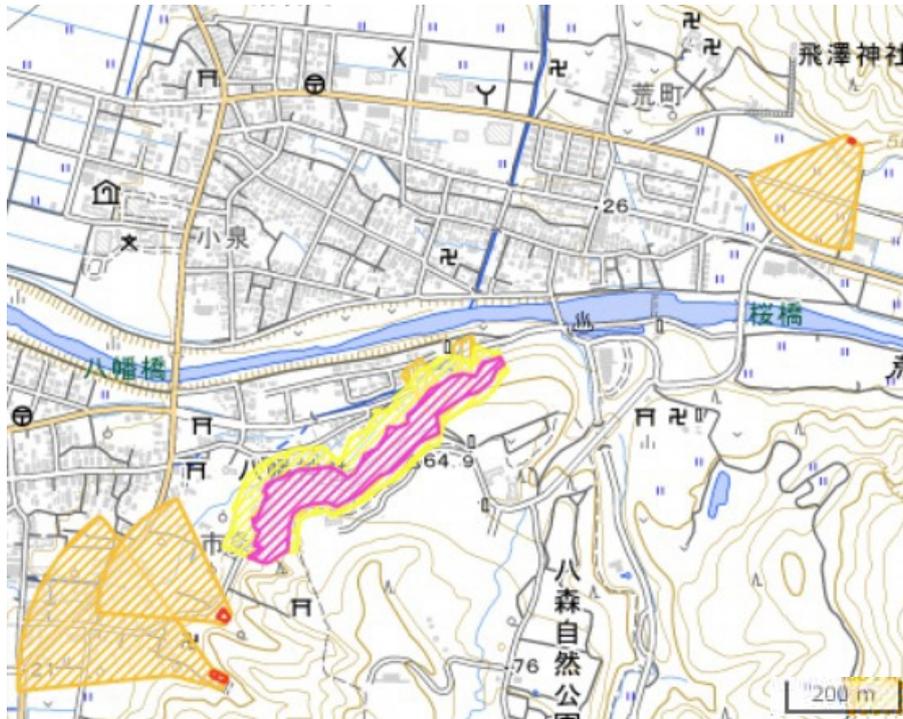
土砂災害ハザードマップ（大沼新田、白ヶ沢、地見興野地区）



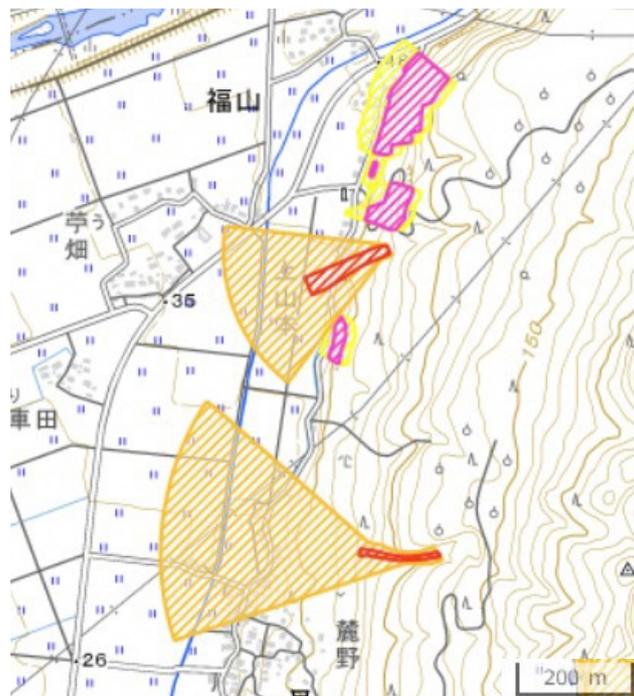
<八幡地域>

市条、荒町、麓、福山地区、荒瀬川沿いの常禅寺、大蔵、大沢地区、日向川沿いの新出、下黒川、上黒川、赤剥、草津地区が土砂災害警戒（特別）区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）に指定されている。

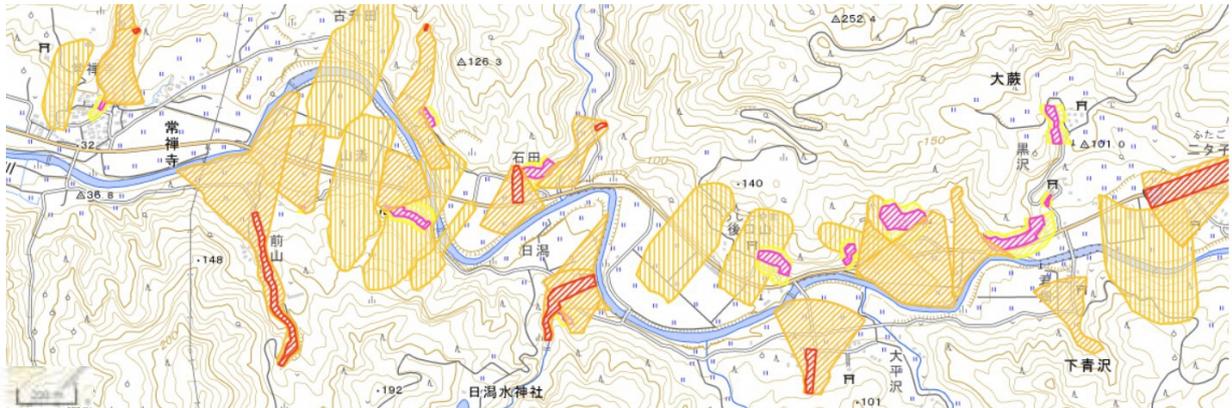
土砂災害ハザードマップ（市条、荒町地区）



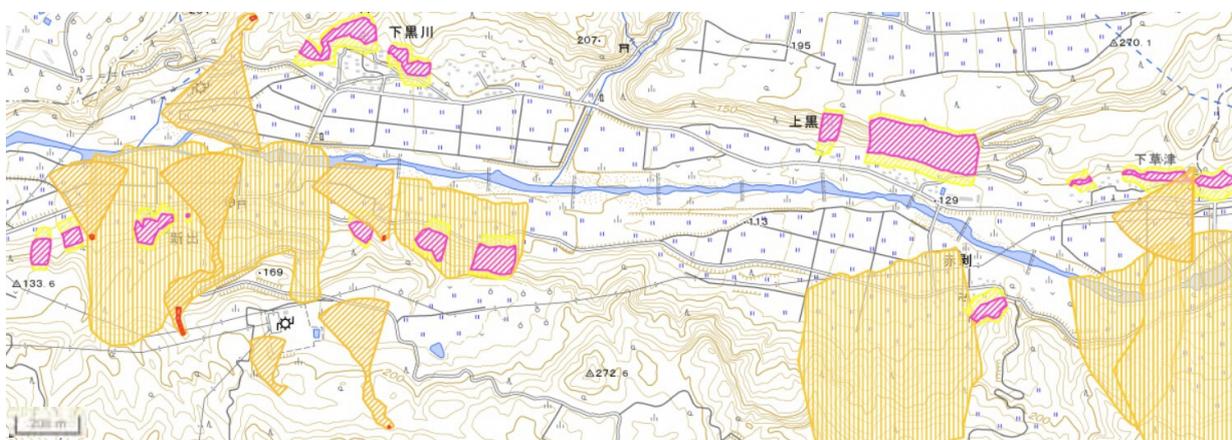
土砂災害ハザードマップ（麓、福山地区）



土砂災害ハザードマップ（常禅寺、大蕨、大沢地区）



土砂災害ハザードマップ（新出、下黒川、上黒川、赤剥、草津地区）



3) 雪害

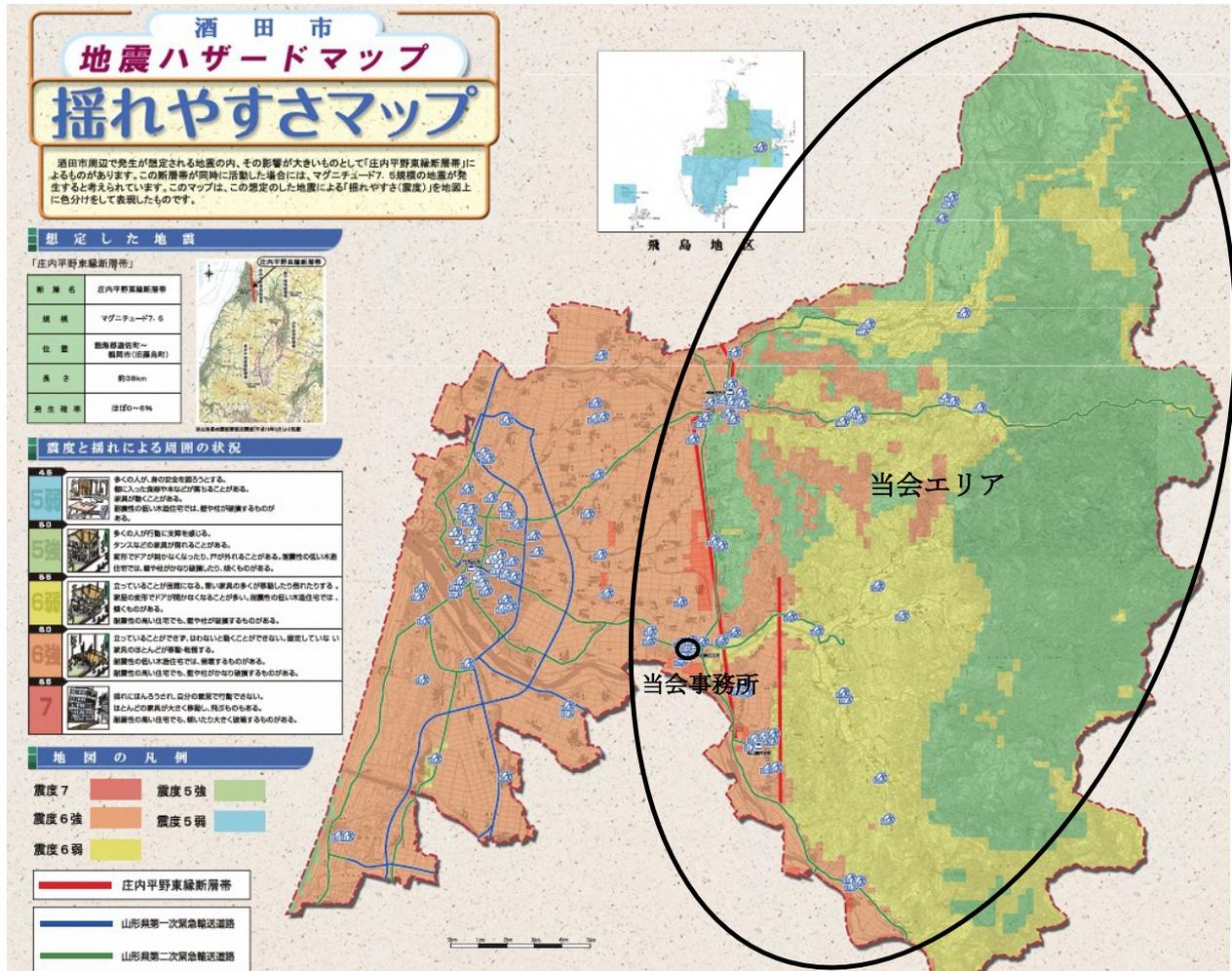
「豪雪地帯対策特別措置法」により平田、松山の両地域が「豪雪地帯」に、八幡地域が特に積雪の多い「特別豪雪地帯」に指定されており、西高東低の気圧配置に伴う降雪や強い季節風による暴風雪が発生する。

平野部においては積雪量は少ないものの、時には風速 10m以上の強い風による「地吹雪」が発生し、市民生活に影響を与えるとともに、山間部においては1 mを越える積雪量となり、特に鳥海山系では数mを越す場合もある。降雪状況によっては公共交通機関の不通や物資の遅延、除雪作業時の事故等の雪害の可能性がある。また、2月から3月にかけては雪崩や融雪災害が発生する。

4) 地震（ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、本会エリア内を「庄内平野東縁断層帯」が縦貫しており、M7.5 規模の地震が発生する確率が最大6%と言われている。これによる震度6弱以上の地域が広がっており、特に断層帯の西側に位置する平田地域砂越地区、当会事務所が立地する飛鳥地区、松山地域竹田地区、山田地区、山寺地区、八幡地域観音寺地区では震度6強～7の強い地震動が予想されている。また、これに伴う地盤の液状化現象も想定される。

酒田市地震ハザードマップ



5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命や健康及び経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。市民は企業活動をはじめとして市外との往来も多分にあることから、一度県内でクラスターが発生すれば、当市においても感染が拡大するおそれがある。

【出典】

- ・『酒田市最上川洪水ハザードマップ』酒田市総務部危機管理課
- ・『酒田市相沢川洪水ハザードマップ』同上
- ・『酒田市田沢川洪水ハザードマップ』同上
- ・『酒田市日向川・荒瀬川〔下流〕〔上流〕ハザードマップ』同上
- ・『山形県土砂災害警戒システム』山形県県土整備部砂防・災害対策課
- ・『酒田市地震ハザードマップ』酒田市建設部建築課

※上記のハザードマップが更新された場合は本計画のハザードマップも更新する。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 503 人
- ・小規模事業者数 434 人

【内訳】

業種		商工業者等数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商	建設業	91	85	管内に広く分散している
	製造業	61	45	工業団地を有する平田地域に多い
工	卸・小売業	140	110	管内に広く分散している
	飲食店、宿泊業	40	39	管内に広く分散している
業	サービス業	92	87	管内に広く分散している
	その他	79	68	管内に広く分散している

（出所：令和3年経済センサス活動調査）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・酒田市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・酒田市業務継続計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPの必要性和メリットを会報等で周知
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・酒田市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

- ・既にBCPを策定している事業者は、管内でも中小企業の一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。
- ・事業者BCPの策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、当会、当市のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

(2) マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、当会内の緊急連絡網の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

- ・当会エリアは酒田市旧3町地域に及び、南部の松山温泉から北部の鳥海山南麓まで包含する広い面積を支援範囲としているため、発災時、非常時における被害状況の把握に時間がかかることが危惧される。また、当会と当市の連携・協力体制も具体化されていない。

(3) 不十分な感染症対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者へのBCP策定支援を強化する。

(2) 職員の支援スキルの向上

- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会の活用や保険・共済支援のマニュアル作成により、職員の支援スキルを向上させる。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業者BCPの策定支援にあたっては、山形県で作成し、事業者が自社のBCPを策定する際に「ひな形」として活用できる「山形県版BCPモデル」の普及促進を図る。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 事業継続計画（令和7年3月までに作成する）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 当市と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱以上）の地震が発生したと仮定し当市との連絡ルートの確認等を行

う訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内を目途に職員の安否報告を行う。
具体的には、発災時には固定電話での連絡が困難になることが予想されるため、商工会職員は事務局長へ SNS 等を利用して安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等についてまとめ、当会と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、下表の応急対策想定例に基づき、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

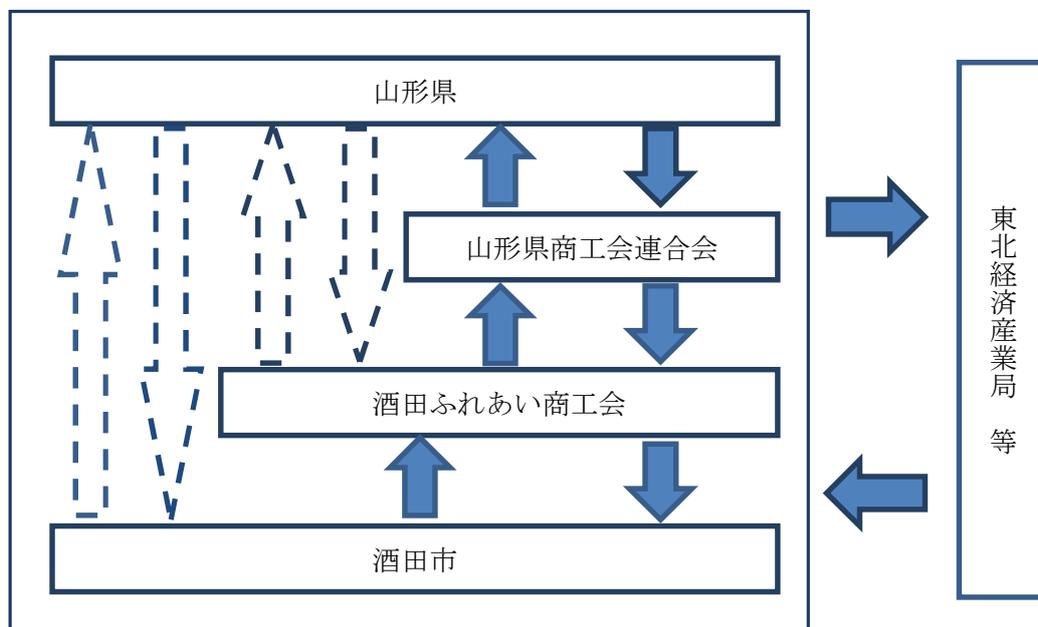
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「酒田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3 . 発災時における指揮命令系統・連絡体制＞ ※下図は連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当市と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と当市が共有した情報を、当市又は当市から山形県へ報告する。また、商工会災害状況報告システムにより、当市から山形県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当市と当市が共有した情報を、山形県商工会連合会を通じ山形県へ報告する。



＜ 4 . 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・緊急相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当市は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、緊急相談窓口を設置する。
- ・窓口相談設置にあたっては、山形県火災共済協同組合（火災保険、損害保険）や金融機関（緊急融資）と連携し、ワンストップでの対応を可能とする。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した被害状況調査票を作成し、巡回訪問、電話、郵送等により迅速な被害状況の把握に努める。また、罹災（届出）証明の申請や保険金の請求等に必要となる被災写真の撮影を促す。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、巡回訪問、電話、ホームページ等により地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

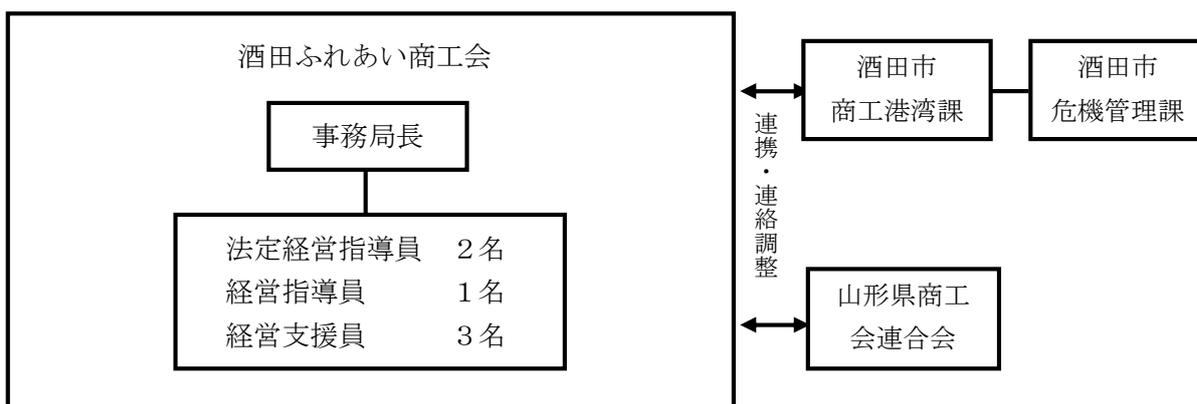
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■法定経営指導員：大沼 彰、佐藤 義和 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

〒999-6711 山形県酒田市飛鳥字契約場 35
酒田ふれあい商工会
TEL : 0234-52-3012 / FAX : 0234-52-2610
E-mail: fureai@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号
酒田市地域創生部商工港湾課
TEL : 0234-26-5361 / FAX : 0234-22-3910
E-mail: shoko@city.sakata.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ 作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山形県補助金、酒田市補助金、国補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

